

登 録 規 則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 87 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 12 日／2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 87 号
登録規則の一部を改正する規則

「登録規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.4 船級証書等

2.4.1 船級証書及び仮船級証書

-4.として次の 1 項を加える。

-1. 本会は、**2.1.1**により船級登録原簿に登録された船舶に対して船級証書（様式 1）を発行する。なお、本会は、船級登録のための検査完了後検査員から現状良好の旨報告された船舶に対して船級証書が発行されるまでの間、仮船級証書（様式 2）を発行する。

-2. 本会は、前 **2.2-1.**により定期検査を受け、これに合格した船舶に対して、船級証書を発行する。

-3. 船級の登録を受けた船舶が、**2.2-1.**に定める船級維持検査のうち年次検査又は中間検査を受けこれに合格したときは、その旨船級証書に裏書きする。

-4. 推進機関及び帆装を有しない船舶（以下、「はしけ」という。）と当該はしけを押して航行する推進機関を有する船舶（以下、「押船」という。）が結合して一体となって航行する場合、当該はしけを特定する情報（船名、船級番号等）を当該押船の船級証書及び仮船級証書に記載する。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。

登録規則細則

細
則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 40 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

- (1) 次の(a)から(hg)に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。
 - (a) 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）
 - ~~(b) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Ballast Water Treatment System*」（略号：BWTS）~~
 - (eb) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）
 - (ec) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）
 - (ed) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）
 - (fe) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶：「*High Voltage Shore supply System*」（略号：HVSS）
 - (ef) 船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が、海洋汚染防止のための構造及び設備規則8編3.3において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合の要求値を満足する船舶）：「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」（略号：EEDI-pX, ただし、Xは採用したフェーズを示す。）
 - (hg) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶
- (2) （省略）

2.2 船級登録の維持

-3.を次のように改める。

-3. 規則 2.2 の適用上, 規則 2.1.3-2.の規定による付記に関する事項(2.1.3-3.(2)(a)及び(b)に掲げる付記を除く)については, 船級登録を維持するための条件としない。当該付記の維持については次による。

- (1) 2.1.3-3.(1)(a)から(~~fe~~)に掲げる付記にあつては, 該当するガイドラインに従って定期的に確認を行う。
- (2) 2.1.3-3.(1)(~~gf~~)に掲げる付記にあつては, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2-2.に従って定期的に確認を行う。
- (3) 2.1.3-3.(1)(~~hg~~)に掲げる付記にあつては, 本会が別途適当と認める指針等に従って確認を行う。

付録 1 申込書の書式例

製造中船級登録検査等申込書（様式 1A）を次のように改める。



製造中船級登録検査等申込書
様式 1A(J)(178.096)

製造中船級登録検査等申込書

日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者		連絡先	
名称 住所	印	所属・氏名	
		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込む場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 1A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗船することを許可します。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 1A(J)-1 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

建造者名 及び住所	☐ 申込者と同じ（申込者と同じ場合は名称・住所は記入せず左欄に印をご記入ください）	建造番号			
		建造契約日 ⁽¹⁾ （オプション行使） ⁽²⁾	年 月 日		
		オプション船か否か ⁽²⁾⁽³⁾	☐ Yes ☐ No		
		前船の建造契約日 ⁽³⁾	年 月 日		
予定所有者名 （国籍証書に記載される船舶所有者）	☐ 未定	前船の建造番号 ⁽³⁾			
		起工予定日	年 月 日		
		進水予定日	年 月 日		
		完工予定日	年 月 日		
船籍国		船籍港		主機関の数、種類	
船の用途		総トン数		主機関の最大出力	
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋（航行区域をご記入ください）				
極海航行	☐ 適用（ ☐ A 類 / ☐ B 類 / ☐ C 類） / ☐ 非適用				
陸上アーカイブ ⁽⁴⁾	☐ ClassNK / ☐ その他（ ） / ☐ 未定 / ☐ 非適用			二重船級 ⁽⁵⁾	

- (1) 船舶の予定所有者と造船所の間で建造契約のサインが交わされた日又はその予定日をご記入ください。実際の契約日が予定日と異なった場合は速やかにお知らせください。
- (2) 但し、オプション船の場合は、当該オプションを行使する契約の行われた日をご記入ください。尚、「オプション船」とは、従前に製造中船級登録検査等の申込みが行われた同型船（以下、前船という。）の建造契約において、オプションとして建造する予定が前船と同一の契約書に明記されている船舶のことを指します。
- (3) 対象船舶がオプション船である場合は、「オプション船か否か」欄の「Yes」欄をチェックの上、「前船の建造契約日」欄及び「前船の建造番号」欄にそれぞれご記入ください。対象船舶がオプション船で無い場合は、「オプション船か否か」欄の「No」欄をチェックして下さい。
- (4) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則適用船舶にあっては、利用するご予定の陸上アーカイブ（GBS-SCF 対応）登録先をご記入ください。また、弊会アーカイブセンターをご利用の場合は、別途所定の書式により申込み願います。尚、適用を受けない船舶にあっては、「非適用」欄をチェックして下さい。
- (5) 本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

製造中船級登録／設備登録

船級登録	希望船級符号及び付記	NS* MNS*		
	希望の注記			
	ガイドライン関連付記	☐ 環境ガイドライン（EA + ） ☐ 高圧陸電設備ガイドライン（HVSS） ☐ 騒音・振動ガイドライン（機関室）（MVA）	☐ バラスト水処理装置の設置に関するガイドライン（BWTS） ☐ 船舶搭載の有害物質一覧表に関するガイドライン（IHM） ☐ 騒音・振動ガイドライン（居住区域）（NVC・ ）	
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他：		
設備登録	☐ 安全設備	☐ 無線設備	☐ 海洋汚染防止設備	☐ 居住衛生設備（日本籍船のみ）
	☐ 船体防汚システム	☐ バラスト水管理設備		☐ 揚貨設備
	☐ 自動化設備（ ☐ MC ☐ MO ☐ MO・A ☐ MO・B ☐ MO・C ☐ MO・D）			☐ 機関予防保全設備
	☐ 冷蔵設備（ ☐ RMC* ☐ RMC*・CA）		☐ 船橋設備（ ☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A）	
	☐ 総合火災設備（ ☐ IFC・M ☐ IFC・A ☐ IFC・AM）		☐ その他：	

右の書類を添付します。☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
右の書類は後日提出します。☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C ☐ 4A
番船と同型・同仕様につき、右の書類は提出を省略します。☐ 1A(J)-1 ☐ 1A(J)-DG/BC ☐ 1A(J)-CG ☐ 1A(J)-C

検査手数料等請求先 ※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、下記にご記入ください。

名称 住所	印	所属・氏名	
		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号
--------	-----	-------	------

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. この申込書の所定の記入事項のうち、未確定事項があるときは、該当欄に「未定」とご記入ください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。製造中登録検査の過程で弊会が記載事項と実際の登録の条件を変更すべきと認めた場合は申込者にお知らせします。

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書（様式 2A(J)）を次のように改める。



船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書
様式 2A(J) (~~46-09~~18.06)

船級及び設備の維持検査並びに証書発行申込書

日本海事協会 御中

申込文書番号	申込日	年	月	日
--------	-----	---	---	---

申込者

名称	氏名	
住所	印	
Tel:	Fax:	E-mail:

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」(技術サービスを申込みの場合は「技術サービス規則」を含む。)を了承の上、下記に記載の船級及び設備の維持検査並びに証書の発行を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗船することを許可します。なお、検査手数料等は検査の成否に関わらず支払うことに同意します。

検査手数料等請求先 (注)検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名称	氏名	
住所	印	
Tel:	Fax:	E-mail:

船名	総トン数	船級番号
所有者		IMO NO.
船籍国	船舶番号	信号符字
用途	航行区域	二重船級

1. 検査申込み

(1) 船級検査申込み

☐ 定期検査 (SS)* NO.() : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
☐ 中間検査 (IS)* : ☐開始 / ☐未完了 / ☐完了
☐ 年次検査 (AS)*

* 機関継続検査(CMS)対象機関及び装置の自主開放点検を行った場合、下記CMSの申込みも必要です。

☐ 船底検査 (DS) : ☐通常の船底検査 / ☐船底検査に代わる水中検査
☐ プロペラ軸検査 (PS) : ☐NO.1 ☐通常の検査 / ☐部分検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐通常の検査 / ☐部分検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
PSCM又はPSCM-Aの付記を有する船舶
: ☐NO.1 ☐通常の検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐通常の検査 / ☐15年毎又は18年毎*の検査
延長のための検査 ☐1年の延長 / ☐3ヶ月の延長
APSS-O又はAPSS-Wの付記を有する船舶
: ☐NO.1 ☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3 ☐15年毎の検査
延長のための検査 ☐2.5年の延長 ☐1年の延長 ☐3ヶ月の延長
☐NO.2 ☐Method 1 / ☐Method 2 / ☐Method 3 ☐15年毎の検査
延長のための検査 ☐2.5年の延長 ☐1年の延長 ☐3ヶ月の延長

*日本籍以外の内陸水路航行船の場合

☐ ボイラ検査 (BS) : ☐NO.1 ☐NO.2 ☐NO.3
☐ 機関計画検査 (PMS) : ☐機関継続検査 (CMS)* ☐機関計画保全検査 (PMS) ☐定期的な検査 (PS)
* 機関継続検査(CMS)前に自主開放点検を行ったすべての対象機関及び装置が点検報告書に記載されていることを十分ご確認下さい。
☐ 船体継続検査 (CHS) :
☐ 臨時検査 (OS) (内容:)

- 次項へ続く -

(1.(2)以降は省略)

製造後船級登録検査等申込書（様式 3A）を次のように改める。



製造後船級登録検査等申込書
様式 3A(J)(178.096)

製造後船級登録検査等申込書

日本海事協会 御中

申込文書番号		申込日	年	月	日
--------	--	-----	---	---	---

申込者

連絡先

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

日本海事協会の「登録規則」、「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」及び「国際条約による証書に関する規則」（技術サービスを申込み場合は「技術サービス規則」を含む。）を了承の上、下記の登録及び様式 3A(J)-1 に記載の証書等の発行（発行に必要な検査を含む）を申込みます。また、旗国政府等の審査員が日本海事協会に対する審査を行う目的で、本船に乗り組することを許可します。※検査手数料等は検査の成否に関わらず申込者に請求してください。

対象船舶 ※様式 3A(J)-2 の「船舶の主要目」の欄及び「機関の主要目」の欄に追加の要目をご記入ください。

船名	IMO NO.	
建造者名及び住所	建造契約日	年 月 日
	起工日	年 月 日
	進水日	年 月 日
建造番号	完工日	年 月 日
船籍国	船籍港	
前船籍国	前船級	
船の用途	総トン数	
受検予定	年 月 日 ~ 年 月 日	受検場所
陸上アーカイブ ⁽¹⁾	☐ ClassNK / ☐ その他() / ☐ 非適用	二重船級 ⁽²⁾
航行区域	☐ 国際航海 / ☐ 非国際航海 / ☐ 遠洋 / ☐ 非遠洋(航行区域をご記入ください)。	
極海航行	☐ 適用(☐ A 類 / ☐ B 類 / ☐ C 類) / ☐ 非適用	

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則適用船舶にあつては、陸上アーカイブ(GBS-SCF 対応)登録先をご記入ください。また、弊会アーカイブセンターをご利用の場合は、別途所定の書式により申込み願います。
- (2) 本会と他船級との二重船級の場合、その船級協会名をご記入ください。

製造後船級／設備登録

船級登録	希望船級符号及び付記	NS MNS
	希望の注記	
	ガイドライン関連付記	☐ 環境ガイドライン(EA +) ☐ バラスト水処理装置の設置に関するガイドライン(BWTS) ☐ 高圧陸電設備ガイドライン(HVSS) ☐ 船舶搭載の有害物質一覧表に関するガイドライン(IHM) ☐ 騒音・振動ガイドライン(機関室)(MVA) ☐ 騒音・振動ガイドライン(居住区域)(☐ INVC)
	登録原簿特記事項	☐ n.s. ☐ n.f. ☐ その他:
設備登録	☐ 安全設備 ☐ 無線設備 ☐ 海洋汚染防止設備 ☐ 居住衛生設備(日本籍船のみ)	
	☐ 船体防汚システム (☐ AFS ☐ AFS-C) ☐ バラスト水管理設備 ☐ 揚貨設備	
	☐ 自動化設備 (☐ MC ☐ M0 ☐ M0-A ☐ M0-B ☐ M0-C ☐ M0-D) ☐ 機関予防保全設備	
	☐ 冷蔵設備 (☐ RMC ☐ RMC-CA) ☐ 船橋設備(☐ BRS ☐ BRS1 ☐ BRS1A)	
	☐ 総合火災設備(☐ IFC-M ☐ IFC-A ☐ IFC-AM) ☐ その他:	

右の書類を添付します。: ☐ 3A(J)-1 ☐ 3A(J)-2 ☐ 3A(J)-3 ☐ 3A(J)-4-1 ☐ 3A(J)-4-2 ☐ 4A

検査手数料等請求先 ※検査手数料等の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。

名称	印	所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

NK 記入欄	受理日	年 月 日	受理番号	
--------	-----	-------	------	--

- 注意事項 1. この申込書は弊会の支部・事務所に 1 部提出してください。
2. 弊会の鋼船規則集検査要領に規定される図面を添付してください。
3. 記載事項に変更が生じた場合及び未確定事項が確定した場合は支部・事務所に速やかにお知らせください。

附 則（改正その 1）

1. この達は，2018 年 6 月 29 日から施行する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.(2)を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、次の(1)及び(2)に従って行う。

(1) (省略)

(2) 次の(a)及び(b)に掲げる付記は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に従って、次に掲げる船舶について行う。

(a) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶：
「*Nitrogen Oxides Emission-TierIII*」 (略号：NO_x-III)

なお、同規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置、二元燃料機関又はガス専焼機関を使用する船舶に対しては、搭載される装置／機関に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、i)及び ii)の装置を備える機関並びに iii)及び iv)の機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

i) 選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの：

Selective Catalytic Reduction (略号：SCR)

ii) 排ガス再循環装置を使用するもの：

Exhaust Gas Recirculation (略号：EGR)

iii) 二元燃料機関を使用するもの：

Dual Fuel Engine (略号：DFE)

iv) ガス専焼機関を使用するもの：

Gas-only Engine (略号：GOE)

(b) 次の i)及び/又は ii)を搭載し、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.2.2-1.(1)(c)又は同編 2.2-1.(3)に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、
「*Sulphur Oxides*」 (略号：SO_x) を船級符号に付記する。なお、搭載される設備／装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、i)の燃料並びに ii)の燃料を使用する機関及び ii)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。

i) 鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備：

Low Flash-point Fuel (略号：LFF)

ii) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置：

Exhaust Gas Cleaning System (略号：EGCS)

- ~~(b) 船舶の排ガス処理対策として、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置を備える船舶：「Exhaust Gas Cleaning System」(略号：EGCS)~~

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶に適用することができる。